我が子を交通事故から守る!

保護者用

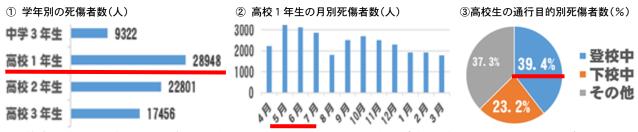
高校生になると自転車乗用中の事故が増加しています!

自転車乗用中の死傷者数は、①高校1年生が最も多い!

②高校1年生の月別では4月から増加し、5~7月が多い!



③通行目的別では登校中の事故が最も多い! ※①~③はH25~29 (5年間)のデータです。



警察庁資料「児童・生徒の交通事故」(平成30年3月)にある中学生・高校生自転車乗用中の事故データより

交通ルールをお子さんとともに確認してください!

歩道 (路側帯を含む) での事故が発生しています!

自転車は、車道が原則、歩道は例外!

- 1 車道は左側端を通行 ※道路交通法上、自転車は軽車両です。
- 2 路側帯は左側の路側帯のみ通行可
- 3 歩道(通行が可能な場合)は歩行者優先、 車道寄りを徐行
- 4 横断歩道は歩行者優先、自転車横断帯を横断



「・・・かもしれない?」の注意一つと



四つの行動で交通事故は防げます。



我が子を加害者にも被害者にもさせない!

高校生が加害者となった例(高額損害賠償例)

事故の概要	賠償金額
自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性(24歳)と 衝突し、男性は重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。	9, 266 万円

"万が一" の時のために

加害者になってしまった場合の損害賠償に備えるための保険には様々なものがあります。現在御加入 の保険の補償対象や補償金額を確認してから加入されるとよいでしょう。

<参考例>

- ① 自転車による加害事故の損害賠償に特化した自転車保険
- ② 高校生本人のケガ、育英費用等も含めた生活全般を補償する総合型保険
- ③ 現在御加入の**自動車保険や、火災保険等に付いている個人賠償責任保険特約** (家族が自転車事故の加害者となった場合の損害賠償金を支払えるもの)
- ④ 自転車安全整備店で点検・整備(有料)を受けたときに貼られるTSマークの付帯保険

	傷害補償		賠償責任補償
区分	入院 15 日以上	死亡·重度後遺 障害(1~4級)	死亡・重度後遺 障害(1~7級)
青色 TS マーク	一律 1万円	一律 30 万円	限度額 1,000 万円
赤色 TS マーク	一律 10 万円	一律 100 万円	限度額 1億円



[※] 赤色TSマークについては、入院15日以上の場合、一律10万円の被害者見舞金が補償されます。

名古屋市及び長久手市の条例で自転車損害賠償保険等への加入が義務化

名古屋市内及び長久手市内での自転車利用者及び自転車を利用する未成年の保護者は自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。(名古屋市は H29 年 10 月から、長久手市は H31 年 4 月から)

自転車通学をするにあたって

- 〇 自転車の点検・整備
- 〇 通学路の危険箇所をお子さんと確認
- 登校にかかる時間をお子さんと確認(時間に余裕をもって登校)

四ない運動について

愛知県教育委員会では、「四ない運動」を推進しています。

〇バイクの免許を取らない 〇バイクを買わない 〇バイクに乗らない 〇バイクに乗せてもらわない

高校生交通安全啓発資料 (保護者用) 平成 31 年 3 月 愛知県教育委員会保健体育スポーツ課健康学習室

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 052-954-6829(ダイヤルイン)